

平成22年度 外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業実施要綱

1 目的

地域に定住する外国にルーツを持つ児童生徒の学習能力を伸ばすとともに、彼らのアイデンティティを保持・形成することを通じて、彼らが多文化共生社会の将来の担い手となるよう成長していくことをめざし、ボランティア団体等との共催により「外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業」（以下「事業」という。）を実施する。

2 事業主体

公益財団法人兵庫県国際交流協会（以下「協会」という。）は、ボランティア団体等との共催により事業を実施する。

3 事業内容

事業は次により実施する。

(1) 事業の内容

①日本語による学習支援講座

外国にルーツを持つ児童生徒に対して、日本語を用いて、学校の授業内容に即した教科学習を支援する。

②母語による学習支援講座

外国にルーツを持つ児童生徒に対して、彼らの母語を用いて、学校の授業内容に即した教科学習を支援する。

③ロールモデル事業

上記①②の講座を活用し、外国にルーツを持つ児童生徒が、自らのお手本となる先輩（ロールモデル）から話を聞く機会を設けることで学習意欲の向上等を図る。

(2) 要件

①団体：地方公共団体、同外郭団体が主体となった団体ではないこと。

②事業：「日本語による学習支援講座」及び「母語による学習支援講座」については、それぞれ次のア～エの要件を全て満たす事業を対象とする。

ア 反復・継続して開催されるものであること（概ね、月4回以上開催し3ヶ月以上継続する講座、或いは、12回以上継続して開催される講座。）。

イ 営利を目的としないこと。

ウ 受講者及び支援者の募集は、公開により広く行われること。

エ 兵庫県内において開催されること。

(3) 共催団体の選考基準

①計画の内容、効果、地域バランス、団体の運営状況、受講者数等を総合的に審査し、「日本語による学習支援講座」「母語による学習支援講座」「ロールモデル事業」それぞれについて共催の可否を決定する。

②新たに開設する講座を優先する。

③「日本語による学習支援」「母語による学習支援」は、それぞれについて通算して3年度共催した団体の講座は対象としない。

(4) 経費

協会は、予算の範囲内において、次の経費を負担する。

①対象経費

ア 「日本語による学習支援講座」

(ア) 講座開催に要する会場借上費（共益費含む）及び講座講師の交通費（団体の設けた支給基準に基づき支払われたものに限る。）

(イ) その他、団体と協議の上、協会が特に必要と認めた経費

イ 「母語による学習支援講座」

(ア) 講座開催に要する会場借上費（共益費含む）及び講座講師の交通費（団体の設けた支給基準に基づき支払われたものに限る。）

(イ) 母語による学習支援に必要な教材に係る費用

ウ 「ロールモデル事業」

(ア) ロールモデルに支払われる謝礼、交通費及びその他ロールモデル事業実施に必要なと認められる経費。なお、謝礼については原則として現金とせず、図書カード等とすること

(イ) その他、団体と協議の上、協会が特に必要と認めた経費

②限度額等

ア 「日本語による学習支援講座」及び「母語による学習支援講座」については、それぞれについて、次のとおりとする。

(ア) 1回あたり限度額 5,000円

(イ) 講座あたり限度額 200,000円

(ウ) 1団体あたり1講座のみとする

イ 「ロールモデル事業」については、予算の範囲内で、事業の実施に必要と認められる額とする。

③負担及び請求方法

ア 団体は年間開催計画を協会と協議し、共催事業として承認を得た講座等について会場を確保し、会場借上費等を立て替え払いする。事業完了後に実績報告書に証拠書類を添付して、事業経費を協会に請求する。

イ 協会は、団体から提出のあった実績報告書及び証拠書類を審査し、団体に対して、費用弁償する。

平成22年度 外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業実施細則

1 趣旨

平成22年度の外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業の実施にあたり、「平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業実施要綱」(以下「要綱」という。)に定めるほか、その細部の取り扱い等について定める。

2 事業の進め方

(1) 計画申請

事業の実施を希望する団体は、「平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業計画承認申請書」(様式1)により協会に申請する。

(2) 計画承認

申請を受けた協会は、団体の運営状況、計画の妥当性、有効性、地域バランス、受講者数等を考慮し、共催について可否を決定し、「平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業計画承認通知書」(様式2)をもって申請者に通知する。

(3) 講座の開催

団体は承認を受けた「平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業計画承認通知書」(様式2)に基づき学習支援講座を実施する。また、要綱に定める対象経費を立て替え払いする。

(4) 計画中止

①事業計画の承認を受けた団体は、当該事業を中止する場合、中止事由の発生後概ね1か月以内に「平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業中止承認申請書」(様式3)を協会に提出する。

②協会は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきと認めたときは、その旨を「平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業中止承認通知書」(様式4)をもって申請者に通知する。

(5) 実績報告及び請求

団体は事業完了後に「平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業実績報告書・請求書」(様式5)に証拠書、「平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業実績整理票」(様式6-1、6-2、6-3)及び、「平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業講師交通費受領整理票」(様式7)を添付し、平成23年4月15日(金)までに協会へ報告する。

(6) 費用弁償

協会は前記「平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業実績報告書・請求書」(様式5)の内容を審査し、団体に対して所要の経費を費用弁償する。

(7) 請求金額について

計画承認額を超えない範囲とする。ただし、複数の事業を実施する場合は、各事業間で金額の流用を行うことは可能。

なお、この場合、各事業の請求額は要綱3(4)②の限度額を超えないこと。

(8) その他

団体は、協会から活動状況等の報告を求められた場合は、これに協力する。

3 負担対象経費の審査基準

費用弁償の対象となる経費について、協会は、実施要綱に定めるほか、次の点について審査し、費用弁償の適否を決定する。

(1) 「日本語による学習支援講座」及び「母語による学習支援講座」

ア 会場借上費

施設管理者の発行した領収書等で、使用日時、使用目的、使用者名、使用料の決済状況等、実施要綱に定める要件が確認できる証拠書を徴し、費用弁償の適否を審査する。

イ 交通費

「交通費支弁基準」(基準例)及び「平成22年度外国人児童・生徒のための学習

支援地域講座推進事業講師交通費受領整理票」(様式7)により、受領事実を確認し適否を審査する。

ウ その他

ひとつの教室のなかで「日本語による学習支援講座」と「母語による学習支援講座」を同時に開催する場合、共通する経費は適宜、どちらかの事業に振り分けて計上する。

(2)「ロールモデル事業」

ア ロールモデルへの謝礼

ロールモデルへの謝礼は概ね5,000円以内とする。なお、謝礼は現金とせず、原則として図書カード等とする。

イ ロールモデルへの交通費

ロールモデルへの交通費は、自宅又は職場から会場までの実費とする。

ウ その他

飲食に係る経費は対象外とする。

(様式1)

平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業計画承認申請書

平成 年 月 日

公益財団法人兵庫県国際交流協会
理事長 齋藤 富雄 様

(申請者名)

所在地

名称

代表者

職氏名

印

次により、平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業を貴協会との共催により実施したく申請します。

1 申請する事業（該当するものを○で囲んでください）

日本語による学習支援	・	母語による学習支援	・	ロールモデル事業
------------	---	-----------	---	----------

2 事業内容

(1) 日本語による学習支援講座・母語による学習支援講座

講座名	
開設場所	
教師数（回あたり）	日本語：_____名 母語：_____名
言語(母語による学習支援の場合)	
開催日時・回数等	
開催目的 ・対象者国籍 ・対象人数 ・講座内容 等	
受講者が負担する額	
受講者及び支援者の 募集方法	
当協会ホームページ等への この講座の掲載の可否	(可 ・ 否) ※講座名、団体名、開設場所、連絡先（電話番号）の掲載を予定。

(2) ロールモデル事業

開催予定時期	
開催場所	
参加予定者	小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 保護者 ・ その他 計_____名
ロールモデル	社会人 ・ 大学院生 ・ 大学生 ・ 高校生

3 収支計画

日本語による 学習支援講座	収 入		支 出	
	兵庫県国際交流協会	円	会場費	円
自主財源	円	交通費	円	
負担金	円		円	
	円		円	
	円		円	
小計	円	小計	円	
母語による 学習支援講座	兵庫県国際交流協会	円	会場費	円
	自主財源	円	交通費	円
	負担金	円	教材費	円
		円		円
		円		円
	小計	円	小計	円
ロールモデル事業	兵庫県国際交流協会	円	謝礼	円
	自主財源	円	交通費	円
		円		円
		円		円
		円		円
	小計	円	小計	円
合計 (①+②+③)	円		円	

(注) 講師交通費の負担を当協会に求める場合は、貴団体の「交通費支給基準」を添付して下さい。

4 主催団体

主催者 (団体) 名 (活動開始年月日)	()
代表者職・氏名	
住所	〒
TEL・FAX・E-mail	TEL: FAX: E-mail:
担当者氏名	

(様式2)

平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業計画承認通知書

兵国協 第 号
平成 年 月 日

様

公益財団法人兵庫県国際交流協会
理事長 齋藤 富雄

このたび申請のあった次の学習支援講座等について共催します。

ただし、「平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業実施要綱」3(4)②の経費の負担については、下表の「(公財)兵庫県国際交流協会負担額」の項に表示した金額を支払限度額とします。

主 催 団 体 名		
事 業 (講 座) 名		
(公財)兵庫県国際交流協会負担額 (計)		円
内 訳	日本語による学習支援事業	円
	母語による学習支援事業	円
	ロールモデル事業	円
【参考】貴団体申請額		円

(様式3)

平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業中止承認申請書

平成 年 月 日

公益財団法人兵庫県国際交流協会
理事長 齋藤 富雄 様

(申請者名)
所在地

名 称
代表者
職氏名

印

平成 年 月 日付で計画承認のあった平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業について、次のとおり中止したいので、承認願いたく実施細則2(4)の規定により申請します。

記

1 中止の理由

2 中止予定年月日 平成 年 月 日

(様式4)

平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業中止承認通知書

兵国協 第 号
平成 年 月 日

様

公益財団法人兵庫県国際交流協会
理事長 齋藤 富雄

平成 年 月 日付中止承認申請書により申請のあった、平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業については、申請書に記載のとおり中止を承認します。

(様式5)

平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業実績報告書・請求書

平成 年 月 日

公益財団法人兵庫県国際交流協会
理事長 齋藤 富雄 様

所在地

名称
代表者
職氏名

㊦

貴協会と共催した下記の事業について実績を報告するとともに、経費を請求します。

記

1 対象講座名

2 事業着手年月日 平成 年 月 日
事業完了年月日 平成 年 月 日

3 開催回数等 【日本語】 _____回 (月平均開催回数 _____回)
【母語】 _____回 (月平均開催回数 _____回)
【ロールモデル事業】 _____回

4 受講者数等 【日本語】 延べ受講者数 _____名 (一回あたりの受講者数 _____名)
【母語】 延べ受講者数 _____名 (一回あたりの受講者数 _____名)
【ロールモデル事業】 参加者数 _____名

注：受講者数については、協会が交通費を負担していない講師が担当した受講者がいる場合は、その受講者も含んだ数で記入ください。

5 請求金額 _____円 (※計画承認額を超える額は不可)

<経費総計> (※要綱3(4)②に示す限度額を超える額は不可)

日本語による学習支援分 _____円

母語による学習支援事業分 _____円

ロールモデル事業分 _____円

ただし、計画承認額 _____円

※振込口座 _____銀行 _____支店

普通・当座 No. _____

(フリガナ)

口座名義 _____

6 添付資料

(1) 平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業実績整理票 (計 _____枚)

(2) 出納関係証拠書

① 会場借上費、教材費 (母語)、ロールモデル謝礼・交通費、領収書 (計 _____枚)
(※A4版台紙にのり付け。コピーの場合は原本証明が必要。)

② 講師交通費受領整理票 (計 _____枚)

③ 振込口座通帳の初めのページのコピー (口座名の明記してあるページ)

平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業実績整理票
(ロールモデル事業)

ロールモデル 事業開催日時	平成 年 月 日 () : ~ :		
開催場所			
参加者	名	(内訳)	
		小学生	名
		中学生	名
		高校生	名
		その他 ()	名
		保護者	名
ロールモデル	・社会人 年齢 () 才 ・大学院生 ・大学生 ・高校生		
効果	(参加者の声など具体的に記載ください)		
経費	区分	金額	内訳
	謝礼		
	交通費		
	合計		

- ※ 教室の開催にあたってチラシ、資料等を作成された場合は、参考に添付してください。
- ※ 謝礼は、現金とせず、原則として図書カード等としてください。

平成22年度外国人児童・生徒のための学習支援地域講座推進事業交通費支弁基準 (例)

1 趣旨

この基準は【主催団体名】が【学習支援講座名】を開催するにあたり招聘する学習支援講師（以下「講師」という。）が自宅或いは勤務先（以下「起点」という。）から当該講座の会場までの往復に交通費を要した場合に、その交通費の一部或いは全部の支給方法を定める。

2 支給要件

次の要件の全てを満たす場合、【主催団体名】は講師に対して交通費を支給する。

- (1) 最も経済的な通常の経路及び方法であること。
- (2) 講師が現実に金員を支出していること。

3 支給金額

【主催団体名】が講師に支給する交通費は次により算定した額の範囲内で【主催団体名】が決定する。

- (1) 鉄道、バス等公共交通機関を使用した場合は、その路程に応じた旅客運賃。
- (2) 講師が所有する自動車、二輪車等を使用した場合は、次に定める金額（往復分）。

ア 起点から当該講座の会場までの距離（以下「対象距離」という。）が片道5キロメートル未満である場合	95円
イ 対象距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合	195円
ウ 対象距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	310円
エ 対象距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である場合	420円
オ 対象距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である場合	540円
カ 対象距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である場合	650円
キ 対象距離が片道30キロメートル以上である場合	770円

4 支給方法

【主催団体名】は講師に対して前条で算定した交通費を、通貨で直接支払う。
当該交通費を受領した講師は【主催団体名】に対して受領を証する書面を提出する。

附 則

- 1 この基準は平成22年4月1日から施行する。